

## 錦江町農業委員会 8月総会議事録

○ 開催日時 平成26年8月20日(水) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、新任委員あいさつ

5、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 農業委員会議席の指定について

第3 農業委員の担当地区の変更について

第4 会務報告

第5 附議事項

議案第15号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第18号 非農地証明願いについて

議案第19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

議 長 只今より平成26年度8月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。  
本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 水流委員と5番 平原委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

議 長 次に、農業委員会議席の指定についてを議題とします。  
本釜委員の議席を、20番としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがいまして、本釜委員の議席は20番と決定しました。

議 長 次に、農業委員の担当地区の変更についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。  
本釜委員の選任に伴いまして、臨時会で決めました担当地区のうち、鳥越委員の担当地区となっていました、本町・京町・栄町・塩屋・城ヶ崎・瀬戸山自治会を本釜委員の担当地区としたいという案でございます。  
よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局から農業委員の担当地区の変更(案)について説明がありましたが、皆様からのご意見はありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 異議が無いようでありますので、このとおり担当地区を変更したいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、会務報告についてを議題とします。  
事務局から報告と説明をお願いいたします。

事務局 「会務報告と説明」

議 長 只今の会務報告について、質問はありませんか。

全委員 (発言なし)

議 長 無いようでございますので、以上で会務報告を終わります。  
それでは附議事項に入ります。  
議案第15号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)についてを  
議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第15号について説明をいたします。  
錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)でございますが、申請者は、  
S・Tさん、T自治会在住の方です。  
申請地は、田代川原字上ノ平原3845番、地目は畑、地籍は1,031㎡で  
すが、このうち200㎡を農業用施設用地に用途変更するものです。  
この件の担当調査員は、11番 元丸委員です。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査報告を元丸委員をお願いします。

11番 調査報告をいたします。  
元丸委員 8月18日に、事務局とTさん立ち合いのもとで現地調査を行いました。  
今回申請の用途区分変更ですが、農業用倉庫建設のための申請です。  
畑1,031㎡のうち倉庫、進入路等を含めまして200㎡を用途変更するも  
のです。  
この農業用倉庫建設は、現在の倉庫が町道改良舗装工事のために解体しなければ  
ならなくなり、申請地に建設を予定されているものであります。  
付近の状況は、9頁の図面にありますとおり、周辺は畑であります。農業用  
倉庫を建設しても何ら影響はないと思います。  
白桃さんについては、農地も良く管理されておりまして、今後も農業経営に意  
欲を持っていらっしゃると思いますので、この用途区分変更については認めて良いと考  
えています。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま、担当委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。  
これから、議案第15号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)

についてを採決します。

お諮りします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます・

したがいまして、議案第15号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第16号について説明いたします。

資料は11頁になります。

受付番号2号の譲渡人は、I・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、

神川字出水塚6550番14、地目は畑、地籍は2,942㎡と、神川字出水塚6550番15、地目は畑、地籍は2,596㎡の2筆で、合計が5,538㎡となっています。

この件につきましては、農地中間管理機構の特例事業によりまして、鹿児島県地域振興公社が取得希望者に代わって一定期間取得し、取得希望者は賃貸借によって耕作し、契約期間までに買い取るものですが、この農地の取得希望者はN・Tさんで、5年後の取得を予定をされています。

この件につきましてはの担当調査員は、16番 黒瀬委員です。以上です。

議長 ただいま説明がありました、担当委員の調査報告をお願いします。16番 黒瀬委員 お願いします。

16番 黒瀬委員 報告いたします。この件については、平成25年の2月にあっせん申し出が出た地でございます。私ども色々と当って見たんですけれども、なかなか受け手が無いというようなことで、N・Tさんにおきましては従弟同士というようなことでございます。土地については、甘藷を植えた跡が「ホトクイ山」で荒れ放題というようなことで、相当手も入れんといかんというような場所でもございました。そういう中でTさんが従弟だということで綺麗に作ってあげるというようなことでございまして、県の公社との関係の中で、お金に対しましては反当31万6千というようなことで、価格については若干安いんじゃないかという指摘もござ

いましたけれども、元の畑にするには相当手が掛かるというようなことでございまして、以上のようなことで、今後については公社との関係の中で協議するというところでございます。以上です。

議 長 　　ただいま、担当委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

委 員 　　（委員の中から「なし」の声）

議 長 　　質疑なしと認めます。

これから、「議案第16号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を採決します・

お諮りします。

議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 　　（委員の中から「異議なし」の声）

議 長 　　異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は、原案のとおり決定しました。

議 長 　　次に、「議案第17号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

お諮りします。

会議資料のとおり、今回は24筆の利用集積計画についてを審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。

委 員 　　（委員の中から「なし」の声）

議 長 　　異議なしと認めます。

それでは、議案第17号のうち、受付番号103号から110号までを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第17号のうち、受付番号103号から110号までを説明いたします。

まず、受付番号103号の貸し人は、K・Hさん、K市在住の方です。

申請地は、

神川字小フキ山7070番1、地目は畑、地籍は5, 926㎡です。

貸付期間は、平成26年9月1日から平成36年12月14日までで、小作料金は32,000円となっています。

借り人は、I・Kさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員1名、従事者1名、小作地11,890㎡で、生産牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック、トラクター各1台となっています。

担当調査員は、1番 宿利原委員です。

次に、受付番号104号、105号について説明いたします。

貸し人は、O・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は、

104号が、城元字平見5256番2、地目は畑、地籍は1,819㎡、

105号が、城元字平見5257番1、地目は畑、地籍は2,066㎡で、2筆の合計が3,885㎡です。

貸付期間は、平成26年9月1日から平成30年12月14日までで、小作料金は全部で30,000円となっています。

借り人は、S・Kさん、Y自治会在住の方です。

Sさんについては、お父さんの加勢をしいらっしゃいましたが、今回、独立して就農をされるということでの申請です。

経営状況は、世帯員1名、従事者1名、雇用が1名で250日、現在自作地、小作地はありません。野菜を主体とした経営を予定されています。

農業従事日数は250日、農業機械につきましては、当面は借用での耕作を予定されています。

担当調査員は、9番 安水委員です。

次に、受付番号106号について、説明いたします。

貸し人は、R・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は、神川字滝ノ上5148番2、地目は畑、地籍は2,122㎡です。

貸付期間は、平成26年8月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は14,000円となっています。

借り人は、F・Tさん、M町在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者2名、雇用が1名で150日、小作地17,

927㎡で、花木を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック、管理機、草刈機各1台となっています。

次に、受付番号107号について、説明いたします。

貸し人は、同じくR・Kさんです。

申請地は、神川字寺ノ上4832番、地目は畑、地籍は997㎡です。

貸付期間は、平成26年8月21日から平成28年12月14日までで、小作料金は8,000円となっています。

借り人は、K・Sさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地10,009㎡、小作地503㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機、軽トラック各1台となっています。

次に、付番号108号、109号について、説明いたします。

貸し人は、同じくR・Kさんです。

申請地は、

108号が、神川字井手ノ川3019番1、地目は田、地籍は1,166㎡、

109号が、神川字原田3225番、地目は田、地籍は1,350㎡で、2筆の合計が2,516㎡です。

貸付期間は、平成26年8月21日から平成30年12月14日までで、小作料金は全部で37,000円となっています。

借り人は、K・Hさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者2名、自作地18,515㎡、小作地17,007㎡で、肉用牛を主体とした経営をされております。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、タイヤショベル、ボブキャット、ロールベイラー、コンバイン、2tダンプ各1台となっています。

次に、付番号110号について、説明いたします。

貸し人は、同じくR・Kさんです。

申請地は、神川字曲迫4923番1、地目は畑、地籍は1,992㎡です。

貸付期間は、平成26年8月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は14,000円円となっています。

借り人は、N・Kさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地11,535㎡、小作地5,598㎡で、緑化樹育成販売を主体とした経営をされております。



農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、バックホー2台、3t ユニク車、トラクター、軽トラック各1台となっています。

受付番号103号から110号までの、担当調査員は13番 徳永委員です。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号103号について、1番の私の方で説明いたします。

1番 宿利原委員 I・Kさんですが、父が鹿屋から毎日Kさんの手伝いをしながら経営を行っております。錦江町の全ての条件を満たしておりますので、何ら問題は無いかと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長 次に、受付番号104号、105号について、9番 安水委員をお願いいたします。

9番 安水委員 このS・Kさんは3年前までは鹿屋に在住していたんですが、現在農業をやりたいということで、錦江町に住所を移しております。近くでいつも農作業をしているのを見ているんですが、真面目に一生懸命やっている現在29歳の若い青年です。彼らがまた錦江町の農業を背負ってくれるんじゃないかと期待しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

次に、106号から110号までを、13番、徳永委員をお願いいたします。

13番 徳永委員 説明します、106号から110号までの物件は、貸し人のR・Kさんの叔母さんが地権者でしたけれども亡くなられたものですから、この土地の権利を協議の結果このR・Kさんが引き継ぐことになりまして、既に契約していた分の再契約、契約のやり直しという物件です。いずれも貸し付けの終了期間は、前の地権者の方と契約していた期間をそのまま踏襲し、小作料金もそのままで行こうということでの物件です。ちなみに106号のFさんは、しきみを生産しています。107号はこの場所では露地野菜ですね。主に水稻を作付されていますけれども、露地野菜を作っています。108、109号のKさんは、この場所では、水稻及び飼料米を作られます。110号は植樹、緑化の樹木を生産する場所です。いずれも既に何年も契約しておりますので、管理もしっかりされておりますから、契約のし直しという内容だけですので何ら問題は無いと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、何か質疑はありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

これから、議案第17号のうち、受付番号103号から110号までを採決します。

お諮りします。

議案第17号のうち、受付番号103号から110号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号のうち、受付番号103号から110号については、原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第17号のうち、受付番号111号から126号についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第17号のうち、受付番号111号から126号について、説明いたします。

まず、受付番号111号について説明いたします。

貸し人は、K・Aさん、N自治会在住の方です。

申請地は、馬場字柳ヶ迫3132番1、地目は畑、地籍は6, 538㎡です。

貸付期間は、平成26年9月1日から平成31年6月30日までで、小作料金は10a当たり25,000円となっています。

借り人は、T・Yさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地43, 515㎡、小作地21, 045㎡で、お茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、摘採機、防除機、運搬車、トラクター各1台となっています。

担当調査員は、17番 鳥越委員です。

次に、受付番号112号から121号までを説明いたします。

貸し人は、S・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は、

112号が、神川字平内1465番、地目は畑、地籍は1995㎡  
113号が、神川字平内1463番2、地目は畑、地籍は1130  
114号が、神川字上榎木迫1470番1、地目は畑、地籍は4896㎡  
115号が、神川字上榎木迫1470番10、地目は畑、地籍は4350㎡  
116号が、神川字川路中迫1644番1、地目は畑、地籍は4202㎡  
117号が、神川字川路中迫1654番1、地目は畑、地籍は4421㎡  
118号が、神川字川路中迫1654番3、地目は畑、地籍は1748㎡  
119号が、神川字川路中迫1660番、地目は畑、地籍は2307㎡  
120号が、神川字川路中迫1691番1、地目は畑、地籍は3886㎡  
121号が、神川字川路中迫1762番1、地目は畑、地籍は1423㎡  
で、10筆の合計が30,358㎡となっています。

貸付期間は、平成26年9月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で400,000円となっています。

借り人は、I・Sさん、K在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、自作地2,350㎡で、お茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械につきましては、えのき茶生産組合の共同利用となっています。

次に、受付番号122号、123号について説明いたします。

貸し人は、Y・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、

122号が、神川字五ツ割1634番、地目は畑、地籍は1,706㎡、  
123号が、神川字幸昌寺1616番1、地目は畑、地籍は1,719㎡で、  
2筆の合計が3,425㎡となっています。

貸付期間は、平成26年9月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で100,000円となっています。

借り人は、112号からと同じ、I・Sさんです。

次に、受付番号124号から126号について説明いたします。

貸し人は、K・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、

124号が、神川字平内1463番1、地目は畑、地籍は2,420㎡、  
125号が、神川字平内1464番2、地目は畑、地籍は842㎡、  
126号が、神川字平内1466番1、地目は畑、地籍は3,978㎡で、3  
筆の合計は7,240㎡となっています。

貸付期間は、平成26年9月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で100,000円となっています。

借り人は、112号からと同じ、I・Sさんです  
受付番号112号から126号までの担当調査員は、20番 本釜委員です。  
以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号111号について、17番 鳥越委員、お願いいたします。

17番 鳥越委員 T・Yさんですけれども、この人は鹿屋市でお茶を経営されていて、認定農業者でもあり、何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

次に、受付番号112号から126号までを、20番 本釜委員お願いいたします。

20番 本釜委員 報告いたします。

借り人のI・Sさんは、S・Yさんの下で働いていらっしゃいましたが、Sさんがお茶の生産を辞められるということで、Iさんが後を引き継いで生産をされるということです。

Yさん、Kさんの農地についても、Sさんが借りて耕作されていましたが、その分も引き継いで耕作されるということです。

Iさんにつきましては、現在までもお茶の生産に携わっていらっしゃいましたので、意欲・能力等については問題ないかと思えますので、皆さんの審議をよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

9番 安水委員 ちょっと良く解らないところがありまして、Iさんが借りる分で、YさんとKさんのところで借りている総面積からしたときに、すごくこの地代が面積の割にはすごく違うような気がするんですけども、こういうところは農業委員会では考えなければいけないことなのか。

事務局 面積というのがどうしても地籍の面積、公簿の面積なものですから、耕作面積ではないんですね。耕作可能面積がどうしてもKさんの方は少なくなるんですよ。ちょっと法が高い所なんですけど、Yさんの所は平面の2筆なんですよ。

どうしても3筆と2筆で若干耕作面積が変わるということもありますし、高岸があるので、その分面積が狭くなると。そういうのを含めて、それから形状です

ね。作業効率が悪くなったりしますので、植える面積も違ってきますし、そういう所で若干金額が、面積は倍だけれども金額は一緒ということです。

農地の条件ですね。農地の条件が違いますので。

議 長 他にありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから、議案第17号のうち、受付番号111号から126号までを採決します。

お諮りします。

議案第17号のうち、受付番号111号から126号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号のうち、受付番号111号から126号については原案のとおり決定しました。

議 長 次に、「議案第18号 非農地証明願いについて」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第18号 非農地証明願いについて」を説明いたします。

受付番号3号の申請人は、S・Yさん、M町在住の方です。

申請地は、田代麓字口ノ野5060番22、地籍は2, 244㎡、地目は台帳では畑となっていますが、現況は山林化しております。

次の受付番号4号の申請人は、N・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字口ノ野5060番23、地籍は3, 136㎡、この土地につきましても地目は台帳では畑となっていますが、現況は山林化をしている所でございます。

この2件につきましては、18日に立ち合いを求め、基委員、東郷委員、事務局3名で、現地調査を行ったところです。

この2件につきましては、地目変更後に売買が予定されているようでございます。

担当調査委員は、受付番号3号、4号、共に、2番 基委員です。

よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、2番 基委員の調査報告をお願いいたします。

2番 基委員 　　先ほども説明がありましたけれども、18日の午前9時30分からほぼ1時間ぐらいに亘って現地で調査をして参りました。その結果、山林化とおっしゃいましたがけれども、完全な山林でございました。そういうことで、非農地ということで認めなければいけないのかなあという結論に達しました。以上です。場所的には荒西林道の国有林との境で、イノシシが出るようなところでした。そういうことで山林ということで確認しました。終わります。

議 長 　　ただいま、担当調査委員の調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

5番 平原委員 　　何年ぐらいなるんですか。

2番 基委員 　　50年ぐらいです。杉を植えられて50年ぐらいになります。

19番 鈴 委員 　　場所をもう少し。

2番 基委員 　　Sの集落から、国道448の所から荒西山の山裾です。山裾の国有林との境です。そういった地形です。この右上にあるこれはAブローラーのある所で、この左側がOファームといってOさんがやっていた豚小屋、その下と左下という感じになります。

事務局 　　Sトンネルを過ぎて、平坦地になるところから左側に入って行って頂いて、ほぼ突き当りになります。

議 長 　　他にありませんか。

委 員 　　(委員の中から「なし」の声)

議 長 　　質疑なしと認めます。

これから、「議案第18号 非農地証明願いについて」を採決します。

お諮りします。

議案第18号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 　　(委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがいまして、「議案第18号 非農地証明願いについて」は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、「議案第19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について」を、議題とします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 この件につきましては、錦江町長から農業委員会に対しまして、錦江町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにつきまして意見を求められているものでございます。

それでは、この新旧対象表の資料を出して頂きたいと思いますが、これに基づいて説明をいたします。

今回の変更の主なものは、認定新規就農者、つまり新規就農給付金を受給する者の目指すべき経営指標及び支援策等について新たに定めたことと、農地保有合理化事業に代わり、農地中間管理事業が創設されたことに伴う変更が主なものです。

あと、字句の変更等も行われたところ です。

赤字に赤のアンダーラインが引いてある部分に変更された部分です。

主なものだけを説明させていただきます。

改正後の3ページの方をご覧ください。

6番目として新規就農者の確保に係る目標等を記載したところですが、下から3行目、錦江町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図って行くものとするとして、4頁の3行目からですが、国・県の新規就農確保目標を基に、錦江町においては概ね年間5人程度の青年等の確保を目標とし、雇用の受け皿となる法人を7年間で7法人程度増加させることを目標とするとしております。

年間労働時間、農業所得に関する数値目標として、年間労働時間は認定農業者の目標と同じ年間2000時間程度とし、農業所得の目標を、主たる農業従事者1人当たり170万円程度とし、各関係機関が重点的な指導を行うなどして、将来的には認定農業者へ誘導するものとしています。

次に、改正後の13頁をご覧ください。13頁から17頁までは、新規就農者が目標とすべき農業経営の基本的指標ということで、営農類型ごとに記載してありますが、経営規模等につきましては、認定農業者の目標の5割から7割程度の規模となっています。営農類型ごとに目標とすべき指標を定めたところでございます。

次に、改正後の18頁をご覧ください。18頁の方では、担い手となる農家等

に対する農地集積目標ということで、以前は60%としておりましたけれども、平成32年度までに60%、平成35年度までに70%を目標としています。国の方では鹿児島県に対しましては、この割合を90%という数値目標を示している訳ですけれども、必ずしもそこに縛られる必要はないというようなことをごさ  
いまして、70%を出来るだけ90%に近づけて行くということで目標とする、集積化に努めるということで定めるところでございます。

改正後の29頁をですが、8番目に、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項としまして、(1)の方に、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みとしまして、アとして受入環境の整備ということで、振興局、農協等と連携しながら就農相談会を開催し、就農希望者に対して町内での就農に向けた情報等の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、研修生の受け入れを行うこととしております。イとしまして、中長期的な取り組みとしまして、生徒・学生が将来の進路の選択肢の一つとなるように関係機関と連携を図りながら、各段階での取組を行っていく。具体的には生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組み作りを行う事で農業に関する知見を広めるとしております。

(2)として、新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組として、アとしまして、農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援ということで、担い手台帳を作成しまして、研修や営農指導により当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる体制づくりを行うということでございます。イとしまして、就農初期段階の地域全体でのサポートとしまして、新規就農者が地域内で孤立しないように、町が主催する研修会等への参加を促すとともに、町認定農業者連絡協議会等との交流の機会を設けることとしております。ウとしまして、経営力向上に向けた支援ということで、経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などによりきめ細やかな支援を行うとなっております。エとしまして、青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導ということで、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め確実な定着へと導く。そして認定農業者への誘導を行うというふうになっております。

(3)としまして、関係機関等の役割分担ということで、就農後のフォローアップについては、大隅地域振興局、鹿児島きもつき農協、町認定農業者連絡協議会、指導農業士会等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めるということになっていきます。

34頁ですが、この基本構想については、平成24年3月に定めたものを今回見直すわけですが、この見直しについては平成26年9月30日に施行となっているところでございます。

主な分だけ説明をいたしました。以上です。



議長 ただいま、事務局から説明がありました。何か質問・意見等はありませんか。

2番  
基 委員 この中間管理機構というのは、もう起動しているんですか。  
いま話しが出たんですけども、どのような状態ですか。

事務局 中間管理機構につきましては、もう現在動いてはいます。農地の集積で中間管理機構に預けるといことなんでしょうけれども、薩摩半島の南薩あたりはだいぶ進んでいまして、けっこう中間管理機構の方に上がって来ています。北薩から大隅半島にかけては、未だそこまでは上がって来ていないという状況です。

錦江町につきましては、上部地区をモデル地区といたしまして、それからモデル地区ではないんですけれども、重点推進地域として池田団地、肝南でした、あそこを重点地区として推進をして行こうということで、産業振興課の方で8月中に説明会をしたいということでしたけれども、未だそこまで行ってなくて、多分9月に説明会をしながら地域の同意を得ながら上げたいという考えでございます。この前も振興局との意見交換会があったんですけれども、とにかく書類が多すぎて難しいという話で、県の方でも中間管理機構の方に簡素化にならないかということで、いま申し入れをしているところです。

2番  
基 委員 そういうことが進んで行かないと、ほとんど理解していないもので。

事務局 これは目標ですので、そういう周知等も図りながら進めて行きたい。とにかく地域の同意が無ければ集積金等も無い訳ですから。

10番  
牧原委員 実際ですよ。中間管理機構の入札等に参加するためには、いま認定農家という形であるけれど、中間管理機構に登録をしないと行けない訳でしょう。

事務局 先ず、貸し出したい土地を登録します。そしてその土地を借りたいという申し出をしなければなりません。その借りたい土地と借りたい人の審査をしなければなりません。この人が確実に土地を耕作して行けるのかとういのをば。町が土地利用計画というのを作らなければいけないんですけれども、基本的には誰でも借りられる。ただそこには能力とかあるのかどうか、実際経営して行けるのかどうかというのはまた審査をしなければならない訳です。

10番  
牧原委員 基本的には誰でも借りられる。元々は中間管理機構というのは誰でも借りられるんじゃないかと、一定規模の人しか借りられないというのが一番最初の中間管理機構の構想でしたよ。誰でも良いということ。

事務局 結局、誰でも手を挙げられるということです。ただそこで、この人はとてもじゃないけれども経営はできないとか、そういうのはまた別に審査をしなければならない。

10番  
牧原委員 じゃあ仮に公募をする場合には、公募の方法はどうするわけ。

事務局 公募はですね。申込用紙とインターネットで申込みできます。中間管理機構の。

10番  
牧原委員 公募はもうインターネットだけ。  
農業委員会は農業委員会で、公募が出ましたとして出すわけですか。  
普通の人には解らない訳ですよ。公募が出たというのは。

事務局 基本的にはですね。町がこの土地が中間管理機構に申し込みがありましたよというのをどこかに張り出して一般公募するというのは無いです。  
あくまでも中間管理機構がインターネット上で公開するんですよ。そしてその情報を農業委員会なり、産業振興課に来て見ることはできます。見てこの土地を借りたいなというのは、申込用紙はまた別にありますから出すという形になります。

1番  
宿利原委員 貸したい土地が名義変更が済んでいるか、登記簿謄本、印鑑証明とかそういうのを付けて出さないといけないから、貸す人がそこまでして貸すかということなんですよ。

19番  
鈴委員 経営計画とか、いろんなのも書いてから応募しなければならないんですよ。

事務局 結局、その審査をするためには経営改善計画書等が必要となります。

2番  
基委員 利用価値のある良い農地しか利用できないわけですよ。

1番  
宿利原委員 山ん中は借りずに、良い所ばかり借りるということです。

10番  
牧原委員 だから、荒れているという所は受け付けないと言ったがな。中間管理機構が。

8番  
寺田委員 借り手がいるようなところじゃないと預からないということですよ。

1番  
宿利原委員 10人が10人借りるというような所でないと預からないということです。

事務局 利用権設定もこれから3通りになるわけですね。3条と経営基盤と中間管理機構の。中間管理機構でした場合に、地域の集積協力金とか経営転換協力金であるとか、そういうお金が出るので、そういう乗せられるものは乗せて、ちょっとでもお金を落とすというのが一つはありますけれども。

16番 黒瀬委員 中間管理機構もなんだけれども、その耕作放棄地解消事業に乗したのはどうなるの。

事務局 解消事業は名称を変えて、若干内容を変えてあります。  
ただ、来年度以降もあるかどうかは未だわかりません。

16番 黒瀬委員 いま申請があった分については、出来るということですね。

事務局 それで中間管理機構に預けるとしたら、その解消事業で解消して農地に帰った後に預けてくださいということです。

5番 平原委員 いま契約をしている分を預けるときは、解約しなければならないの。

事務局 中間管理機構に預けて契約する場合は、現在何らかの契約をしていますよ。中間管理機構との契約ができた告示がされるわけですが、その前日に合意解約をして下さい。告示があった日から新しい契約となります。

議長 本題に戻りますが、議案第19号について何か質疑はありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 無いようですので、議案第19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、原案を承認する旨の意見書を提出いたします。

議 長 以上で、平成26年8月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者 窪 和人